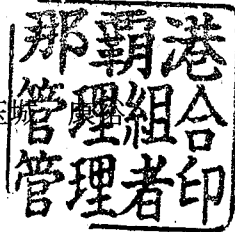


那覇港管理組一般競争入札公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和元年6月11日

那覇港管理組合管理者 玉城



1 入札に付する事項

那覇港管理組合が所有する以下の物件を売払うものとする。

- (1) 件名 那覇港ガントリークレーン1号機売却
- (2) 所有者 那覇港管理組合
- (3) 区分 ガントリークレーン（つり上げ能力57.0t）
- (4) 設置場所 那覇港新港ふ頭9号岸壁
- (5) 構造 鉄製
- (6) 設置年月 平成11年3月

※物件は現状渡しとする。

※現在、レール上は自走して移動できるが荷役作業は行っていない。

※参考資料として、「新港ふ頭ガントリークレーン1、2号機詳細定期診断業務（H27）」の報告書あり、入手希望の方は、3（1）の問合せ先まで連絡すること。

2 入札参加資格

次に定める要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 入札日から落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及びその構成員でない者。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する業者又はこれに準じるものとして、那覇港管理組合の発注する工事等から排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する職員ではないこと。
- (7) 過去に日本国内で、ガントリークレーンの買取り及び解体を行った実績がある者。（実績がわかる契約書（写し）等を添付すること。）
- (8) 令和2年3月31日までに売買物件を海上輸送又はその他の方法で現地から移動及び撤去できる者であること。

3 仕様書、参考資料等の配布、質問及び回答

(1) 仕様書、参考資料の配布期間、方法及び問合せ先

配布期間 令和元年6月11日(火)から令和元年7月4日(木)17時まで
配布方法 那覇港管理組合 HP <https://nahaport.jp/>
問合せ先 〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2番1号 2階
那覇港管理組合 総務部 業務課 調整係 玉城、新垣
電話 098-862-2328
FAX 098-862-4247

(2) 質問及び回答について

質問期間 令和元年6月11日(火)から令和元年6月26日(水)まで
(上記期間の土日及び祝日を除く毎日9時から17時まで)
提出場所 上記(1)に同じ
提出方法 持参又はFAX ※質問表(様式6)
回答方法 上記(1)のホームページにて閲覧
回答期間 回答日から令和元年6月28日(金)まで

4 入札物件の公開

次の日時及び場所において入札物件を公開する。なお希望者は事前に上記3(1)の問合せ先に連絡すること。

公開日時 令和元年6月25日(火) 13時から15時まで
公開場所 那覇港新港ふ頭9号岸壁

※天候、その他の事業により日程が変更する可能性がありますので事前に確認すること。
※物件の公開に参加しなくても入札への参加はできますが、入札物件の全ての事項を了承されているものとする。

5 申込み及び入札参加資格者申請書の提出

(1) 申込受付期間及び場所

受付期間 令和元年6月11日(火)から令和元年7月4日(木)17時まで
(土日、祝日を除く毎日9時から17時まで)
受付場所 上記3(2)と同じ
提出方法 持参及び郵送(郵送は令和元年7月4日までに必着)

(2) 申込み時に必要なもの

- ・一般競争参加申込書(様式1)
 - ・委任状(様式2) ※委任行為がある場合のみ提出
 - ・一般競争入札参加資格確認申請書(様式3)
 - ・その他、那覇港管理組合が必要とする書類(上記以外に追加で提出を求める場合がある。)
- ※提出書類は、理由を問わず返却しません。
※申込み後、諸事情により入札に参加できなくなった場合は、入札辞退届(様式4)を提出すること。

(3) 入札参加資格確認申請書について

競争参加資格の審査は入札執行後に行うものとする。

6 入札手続き等

- (1) 入札方法は入札書（様式5）による紙入札にて実施する。
- (2) 入札日時及び場所は次のとおりとする。

入札日時 令和元年7月5日（金） 13時30分

入札場所 那覇港管理組合2階小会議室

- (3) 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (4) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 最高価格が2者以上いた場合は、くじにより落札候補者を決定する。（別添くじ運用基準を参照）
- (6) その他、

ア 落札候補者がいない場合は開札後直ちに再度入札を行うので、再度入札にも参加する場合は、開札時点から立ち会うこと。初度の開札時に立ち会わない参加者は再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加を認めない。

イ 代理人が入札する場合は、入札を行う際に委任状及び自己の印鑑を持参すること。

ウ 再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の再度入札参加者の代理をすることはできない。

エ 再度入札は、1回のみとする。

7 開札日時及び場所

開札日時 令和元年7月5日（金）14時から

開札場所 那覇港管理組合2階小会議室

8 落札者（売却先）の決定及び通知

落札者（売却先）の選定にあたっては、入札日の翌週に開催する那覇港ガントリークレーン運用方針検討会議（那覇港管理組合運営）において入札金額、実績等を鑑みて決定する。落札者の決定後は速やかに通知する。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金について

入札保証金の金額等は、現金又は管理者が确实と認める有価証券等をもって見積る契約金額の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- 1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者

- 2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合
- 3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合。また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

※ 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を那覇港管理組合に納付しなければならない。

※イにより入札保証金の免除を受ける場合は、様式「地方公共団体等契約状況確認」を提出すること。

(2) 提出期限

令和元年7月4日(木)17時まで

(3) 提出先

那覇港管理組合 総務部 業務課 調整係 玉城、新垣 TEL 098-862-2328

(4) 提出方法(現金納付)

ア 「入札保証金納付書発行依頼書」を持参すること※要事前連絡

イ 組合が発行する納入通知書により金融機関で保証金を納付し、領収書(写)を上記期限までに提出すること。

10 契約保証金

契約保証金は免除とする。(那覇港管理組合契約規則第4条第1項第9号による)

11 売買契約書の締結及び売買代金の支払い

- (1) 売買契約は8月に開催する那覇港管理組合の議会の承認を得た後に締結する。
- (2) 落札者は、契約日から30日以内に那覇港管理組合が発行する納入通知書で契約金額を全額納付しなければならない。
- (3) 契約締結後、売買代金の支払いが指定日までに行われなかった場合には、落札物件の引き渡しを行わない。

12 売買物件の引渡し

- (1) 落札者は、物件の引き渡し時期について那覇港管理組合と調整のうえ決定しますが、令和2年3月31日までに、その所存する場所において引き取らなければならない。(厳守)
- (2) 落札者は、売買物件の引き取りについて、那覇港管理組合の指示に従わなければならない。
- (3) 物件は契約金額の全額納付を確認したうえで引渡しとなります。
- (4) 物件の搬送にかかる経費等も全て落札者の負担となります。
- (5) 落札者は、売買物件の引き取り後、当該物件にかくれた瑕疵を発見しても、契約代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除はできない。

13 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成要否は要である。

(4) 郵送、電話による入札は認めない。

(5) 入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。